|  |
| --- |
| **県立明石清水高等学校ひょうごの未来を担う高校生等****部活動等応援事業に伴う体育用具等購入****入札申請関係書類** |

1. 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
2. 同等品承認願
3. 入札書
4. 見積書（入札不調時協議用）
5. 委任状
6. 一般競争入札に係る注意事項
7. 契約書（ひな型）
8. 誓約書（２種類）
9. 入札額の品目別内訳書

　　兵庫県では、入札書等への押印を廃止しましたので、原則として下記１のとおり、押印を省略して関係書類を作成してください。

　　ただし、当分の間は従前通り押印による事も可としますので、押印を省略されない場合は、下記２のとおり作成してください。

　１　押印を省略する場合は押印省略用の書式を使用し、下記の事項に留意してください。

　　①入札会場にて下記のうちいずれかの顔写真付公的書類を提示いただくことにより本人確認を行います。（本人確認ができない場合には入札参加を認めませんのでご注意ください）

　　②入札書に電話番号およびメールアドレスを記載してください。

　　③代理人が入札に参加する場合、委任状の提出が必要です。委任状への代表者印の押印

　　　は省略する事ができません(受任者印は不要)。

　　④代理人が入札される場合は、代理人の本人確認を行いますので、代理人の本人確認ができる下記いずれかの顔写真付公的書類を掲示してください。

（下記のうち、どれか１つを持参ください）

１　運転免許証

　　　　２　運転経歴証明書（平成24年４月１日以降交付のもの）

　　　　３　旅券（パスポート）

　　　　４　個人番号カード（マイナンバーカード）

　　　　５　在留カード・特別永住証明書

　　　　６　官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳など）

　　　　７　その他官公庁から発行・発給された書類で、その官公庁が顔写真を貼付したもの

　２　入札書への代表者印や、代理人の押印をされる場合は、上記本人確認書類提出及び電話番号・メールアドレスの記載は不要です。

　　①代表者が入札に参加する場合は、出席者確認の際に代表者の名刺を提出してください。

　　②代理人が入札に参加する場合は、委任状の提出が必要です。委任状には代表者印及び受任者の押印を忘れず行ってください。

　　③押印用の書式を使用してください。

　　④念のため受任者の方の印鑑を持参してください。

【担　当】

兵庫県立明石清水高等学校

事務室　担当　岩本

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒674-0074

明石市魚住町清水630番地の１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話：078（947）1182

|  |
| --- |
| 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書令和　　年　　月　　日契約担当者兵庫県立明石清水高等学校長　大塚　剛啓　様所在地商号又は名称代表者名電話番号メールアドレス公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認書類を添えて入札申込みします。なお、地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。記１　入札件名　県立明石清水高等学校ひょうごの未来を担う高校生等部活動等応援事業に伴う体育用具等購入２　確認書類　物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）３　連絡先（担当者）所 属：　　　　　　　　　　　　　　　　　電 話：　　　 －　 　　－　　　　氏 名：　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ：　　　 －　 　　－　　　　 |

（参加申込書 別紙）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 入札保証金に関する確認事項１　希望するものにチェックを入れて下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| １　現金で納付する |  |
| ２　現金の納付に代えて次の担保を提供する保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結する |  |

　２　現金での納付について　　　現金での納付を希望する場合は、可能な限り現金での直接納付ではなく、事前に納付書を受け取り、金融機関で納付いただきますようご協力をお願いします。　　　この場合、**必ず入札の前日、10月30日（月）正午までに納入**し、**同日16時までに必ず担当者へ領収書の提示**をお願いします(ＦＡＸ送信も可。送信した場合は必ず担当者へ電話の上、送達確認を行って下さい。)。　３　納付書の受け取りについて　　　受け取りについては事前に入札保証金額をお知らせいただき、ご来校下さい。納入期限に間に合うようであれば郵送での対応も可能ですので、ご相談下さい。　４　入札保証金の還付について　　　現金で納付された場合、落札者は契約保証金に充当することが出来ます。落札者とならなかった、又は落札者となったが充当を希望しない場合は速やかに返金しますので、下記に還付先口座を記入して下さい。入札保証金還付先口座

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 支店名 |
|  |  |
| 口座種別 | 口座番号 |
|  |  |
| 口座名義人 | 口座名義人（ヨミ） |
|  |  |

　５　入札保証金額の設定について　　　入札保証金・入札保証保険の金額設定については、別添一般競争入札に係る注意事　　項２(5)にご留意ください。 |

別紙

|  |
| --- |
| No. |

同　等　品　承　諾　願

商号又は名称：

※メーカーカタログ等を添付すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 仕様書記載の品名 |  |
| 仕様書記載のメーカー及び品番 |  |

|  |
| --- |
| 同　等　品　の　概　要 |
| 同等品名 |  |
| メーカー名 |  |
| メーカー品番等 |  |
| 同等品とする理由 | （同等品の仕様等を記入し、同等品であることの理由を記入してください） |
| その他 |  |

物　品　入　札　書

件名　　県立明石清水高等学校ひょうごの未来を担う高校生等

部活動等応援事業に伴う体育用具等購入

入札金額　　　￥　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜総額＞

（消費税及び地方消費税別）

納入場所　　仕様書のとおり

納入期限　　令和６年３月29日（金）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和　　年　　月　　日

契約担当者

兵庫県立明石清水高等学校長　大塚　剛啓　様

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

記入例

物　品　入　札　書

件名　　県立明石清水高等学校ひょうごの未来を担う高校生等

部活動等応援事業に伴う体育用具等購入

入札金額　　　￥　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜総額＞

（消費税及び地方消費税別）

納入場所　　仕様書のとおり

納入期限　　令和６年３月29日（金）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

※当日は本人確認を行いますので本人確認が可能な写真付公的書類（運転免許証等）を持参ください。

（再入札日ならびに入札不調時の見積が異なる時も同様です）

令和　　年　　月　　日

契約担当者

兵庫県立明石清水高等学校長　大塚　剛啓　様

住所

商号又は名称

代理人が入札に参加する場合には、代理人の記名が必要です。

電話番号、メールアドレスは代表者が所属する部署のものを記載ください。

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

物　品　入　札　書【再入札用】

件名　　県立明石清水高等学校ひょうごの未来を担う高校生等

部活動等応援事業に伴う体育用具等購入

入札金額　　　￥　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜総額＞

（消費税及び地方消費税別）

納入場所　　仕様書のとおり

納入期限　　令和６年３月29日（金）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和　　年　　月　　日

契約担当者

兵庫県立明石清水高等学校長　大塚　剛啓　様

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

（入札不調時協議用）

物　品　見　積　書

件名　　県立明石清水高等学校ひょうごの未来を担う高校生等

部活動等応援事業に伴う体育用具等購入

入札金額　　　￥　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜総額＞

（消費税及び地方消費税別）

納入場所　　仕様書のとおり

納入期限　　令和６年３月29日（金）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和　　年　　月　　日

契約担当者

兵庫県立明石清水高等学校長　大塚　剛啓　様

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

（入札不調時協議用）

記入例

物　品　見　積　書

件名　　県立明石清水高等学校ひょうごの未来を担う高校生等

部活動等応援事業に伴う体育用具等購入

入札金額　　　￥　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜総額＞

（消費税及び地方消費税別）

納入場所　　仕様書のとおり

納入期限　　令和６年３月29日（金）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和　　年　　月　　日

開札当日に、代理人名義で見積書を作成し提出する場合は、代理人の記名で見積書を提出してください。

契約担当者

兵庫県立明石清水高等学校長　大塚　剛啓　様

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号、メールアドレスは代表者が所属する部署のものを記載ください。

電話番号

メールアドレス



委任状

入札公告されている県立明石清水高等学校ひょうごの未来を担う高校生等部活動等応援事業に伴う体育用具等購入について、私は下表に記載した者に入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

|  |  |
| --- | --- |
| 部署名・職名 | 　 |
|  |  |

令和　　年　　月　　日

契約担当者

兵庫県立明石清水高等学校長　大塚　剛啓　様

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　印

《連絡先》

部 署 名：

職・氏名：

電 話：　　　 －　 　　－

**押印用**

物　品　入　札　書

件名　　県立明石清水高等学校ひょうごの未来を担う高校生等

部活動等応援事業に伴う体育用具等購入

入札金額　　　￥　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜総額＞

（消費税及び地方消費税別）

納入場所　　仕様書のとおり

納入期限　　令和６年３月29日（金）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和　　年　　月　　日

契約担当者

兵庫県立明石清水高等学校長　大塚　剛啓　様

住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

代理人氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

**押印用　記入例**

物　品　入　札　書

件名　　県立明石清水高等学校ひょうごの未来を担う高校生等

部活動等応援事業に伴う体育用具等購入

入札金額　　　￥　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜総額＞

（消費税及び地方消費税別）

納入場所　　仕様書のとおり

納入期限　　令和６年３月29日（金）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和　　年　　月　　日

契約担当者

兵庫県立明石清水高等学校長　大塚　剛啓　様

住所

商号又は名称

代理人が入札に参加する場合には、代理人の記名・押印が必要です。

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

代理人氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

物　品　入　札　書【再入札用】

件名　　県立明石清水高等学校ひょうごの未来を担う高校生等

部活動等応援事業に伴う体育用具等購入

入札金額　　　￥　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜総額＞

（消費税及び地方消費税別）

納入場所　　仕様書のとおり

納入期限　　令和６年３月29日（金）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和　　年　　月　　日

契約担当者

兵庫県立明石清水高等学校長　大塚　剛啓　様

住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

代理人氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

（入札不調時協議用）

物　品　見　積　書

件名　　県立明石清水高等学校ひょうごの未来を担う高校生等

部活動等応援事業に伴う体育用具等購入

入札金額　　　￥　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜総額＞

（消費税及び地方消費税別）

納入場所　　仕様書のとおり

納入期限　　令和６年３月29日（金）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和　　年　　月　　日

契約担当者

兵庫県立明石清水高等学校長　大塚　剛啓　様

住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

代理人氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

押印用　記入例

（入札不調時協議用）

物　品　見　積　書

件名　　県立明石清水高等学校ひょうごの未来を担う高校生等

部活動等応援事業に伴う体育用具等購入

入札金額　　　￥　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜総額＞

（消費税及び地方消費税別）

納入場所　　仕様書のとおり

納入期限　　令和６年３月29日（金）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和　　年　　月　　日

開札当日に、代理人名義で見積書を作成し提出する場合は、代理人の記名で見積書を提出してください。

契約担当者

兵庫県立明石清水高等学校長　大塚　剛啓　様

住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

代理人氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

押印用

委任状

　私は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代理人と定め

下記の権限を委任します。

記

県立明石清水高等学校ひょうごの未来を担う高校生等部活動等応援事業に伴う体育用具等購入の入札及び見積りに関する一切の権限

|  |  |
| --- | --- |
| 受任者使用印鑑 |  |

令和　　年　　月　　日

契約担当者

兵庫県立明石清水高等学校長　大塚　剛啓　様

住　　　　所

商号又は氏名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

**一般競争入札に係る注意事項**

１　入札参加申込に必要な書類について

(1)　一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び別紙（入札保証金に関する確認事項）

(2) 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し

(3) 返信用封筒（84円切手を添付の上、宛先を明記すること）

２　入札保証金について

　(1)　原則として、入札金額（税別）×１．１０の５／１００以上の入札保証

金を納付してください。

　(2)　ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結

し、その証書を提出したときは、入札保証金を免除することができます。

　(3)　入札保証保険契約の保険期間については、次のことに留意してください。

　　①　保険期間の開始日は、入札参加申込日後かつ、入札日の前日までの間に

ある日としてください。

　　②　保険期間の終了日は、**令和５年11月７日**以降の日としてください。

　(4)　入札保証金の納付又は入札保証保険証書の提出は、**令和５年10月30日**

　　正午までに行ってください。現金で納付の場合は、可能な限り下記のとおり

の処理をお願いします。

**※　可能な限り現金での直接納付ではなく、事前に納付書を受け取り、金融機関で納付いただきますようご協力をお願いします。**

**この場合、必ず入札の前日10月30日（月）正午までに納付し、午後４時までに担当者へ領収書の提示をお願いします。期限までに提示がされない場合、入札保証金の納付が無かったものとなります(ＦＡＸ送信も可。送信した場合は必ず担当者へ電話の上、送達確認を行って下さい。)。**

　(5)　入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、入札金額×1.10の

５／１００未満であるときは、当該入札は無効となりますので、注意してく

ださい。

３　入札当日に必要な書類について

(1)　一般競争入札参加資格確認通知書の写し

(2)　入札書２通（１回目入札用、再入札用）

(3)　見積書（不落随意契約用）を必要枚数

(4)　出席者の本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカードその他官公庁が発行した顔写真付公的書類）※押印省略用の書類使用の場合のみ

(5)　代表者の名刺

※　押印用の入札書等を使用し、代表者が出席の場合のみ（（4）の本人確認書類でも可）

(6) 委任状　※代理人が出席する場合のみ

(7) 入札書等に押印されている場合は同じ印鑑を持参ください。

※ 入札の際は、封書にして投函していただきますので、入札件名と貴社名を記載した封筒をご用意ください。

※　見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。

　(8) 入札額の品目別内訳書

４　郵送による入札について

(1)　郵送の場合は**令和５年10月30日（月）午後４時まで**に、前記３(1)(2)及び該当する場合は(4)の書類を提出して下さい。（必着）

５　再入札について

第１回目の入札に付し予定価格を超過していた場合には、直ちに再入札に移行します。

なお、郵送での入札参加がある場合には、再入札の日程については、別途設定し、１回目の入札終了後ご連絡させていただきます。

入札日と異なる日に実施する場合には再度、出席者の本人確認を行います。

また、押印省略用の様式を郵送される場合は、顔写真付公的書類の写しを添付してください。

６　仕様書等交付書類に関する質問について

仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、質問書（様式は任意）を提出願います。（ＦＡＸ可）

【提出先】

〒674-0074 明石市魚住町清水630番地の１

 　 兵庫県立明石清水高等学校　事務室 担当　岩本

 　 　電話(078)947-1182　ＦＡＸ(078)947-1183

※　この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

契約書（案）

１　品名　　　県立明石清水高等学校ひょうごの未来を担う高校生等

部活動等応援事業に伴う体育用具等購入

２　規格(形式) 　　 仕様書のとおり

　　及び数量

３　契約金額　　　￥　　，　　　，　　　－

（うち消費税及び地方消費税の額　￥　　　,　　　－）

４　納入期限　　　令和６年３月２９日（金）

５　納入場所　　　仕様書のとおり

６　契約保証金

７　納入の方法　　　仕様書のとおりとする

兵庫県立明石清水高等学校長（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、上記物品の納入について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

（総　則）

第１条　乙は、甲の示す仕様書に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

２　乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

３　乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

（検　査）

第２条　乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副２通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。

２　検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

３　乙は、第１項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

（手直し、補強又は取換え）

第３条　乙は、納入する物品が不良のため、前条第１項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り換えて検査を受けなければならない。

（給付の完了）

第４条　甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

２　物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

（危険負担）

第５条　物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（契約不適合責任）

第６条　甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

３　第１項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

４　追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。

５　甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（権利、義務の譲渡禁止）

第７条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（代金の支払等）

第８条　甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

（分　納）

第９条　乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

２　乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

（乙の請求による契約履行期限の延長）

第10条　乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めるものとする。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

（契約の解除）

第11条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照

　らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第６条第１項の履行の追完がなされないとき。

(3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第11条の２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項第２号に該当すると認めたとき。

第11条の３　甲は、第11条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

２　甲は、前２条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

３　前２条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

４　甲は、前２条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

５　前２条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

６　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

７　甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第12条　甲は、次条第1号の意見聴取又は警察からの通報により、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

２　前条第3項から第7項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

（情報の利用）

第13条　甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

（警察の捜査への協力）

第14条　乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（適正な労働条件の確保）

第15条　乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（賠償の予約）

第16条　乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の２に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。契約の終了後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の６による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第１項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第１項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前２号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約の変更、中止）

第17条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（事情の変更）

第18条　契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（調査への協力）

第19条　甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

２　乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるもの

とし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む６会計年度の間は同様とする。

（協　議）

第20条　この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　兵庫県契約担当者

　　　　明石市魚住町清水630番地の１

　　　　兵庫県立明石清水高等学校長　大塚　剛啓　　印

乙　住　　所

　　会 社 名

　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

|  |
| --- |
| （基本的事項）第１　乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第９条に規定する労働者 （当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）（受注関係者に対する措置）第２　乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。２　乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。３　乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。４　乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。(1) 乙に対し第４の第４項、第５の第３項若しくは第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（特定労働者からの申出があった場合の措置）第３　甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。２　甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。３　乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。４　乙は、その雇用する特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。５　乙は、第１項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第２項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。６　乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第１項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。７　甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第３項、第５項、第４の第２項、第４項及び第５の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。（労働基準監督署から意見を受けた場合の措置）第４　甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。２　乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。３　甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。４　乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。（労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置）第５　乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。２　乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。３　乙は、受注関係者が第１項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。４　乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。（契約の解除）第６　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。(1) 乙が、甲に対し 第４の第２項、第５の第１項若しくは第２項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。(2) 乙が、甲に対し 第４の第４項、第５の第３項若しくは第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第２の第１項の誓約をした受注関係者に対して、第４の第３項に規定する指導及び第４の第４項、第５の第３項又は第４項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第２の第４項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）（損害賠償）第７　乙又は受注関係者は、第６の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。（違約金）第８　乙は、第６の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。別表（第１関係）労働関係法令(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）(2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）(3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）(4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）(5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）(7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）(8) 労働契約法（平成19年法律第128号）(9) 健康保険法（大正11年法律第70号）(10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）(11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）(12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号） |

（参考）本人確認書類等の準備について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入札に出席する人 | 入札書の作成方法 | 準備物 |
| 代表者 | 押印省略 | 本人確認書類 |
| 押印有り | 名刺 |
| 代理人 | 押印省略 | 代理人の本人確認書類、委任状 |
| 押印有り | 委任状 |

誓　約　書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

１　条例第２条第１号に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団員に該当しないこと

２　暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

３　上記１及び２に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和　　年　　月　　日

兵庫県立明石清水高等学校長　様

所在地

名称

代表者職氏名

電　　話

電子メール

誓約書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

県立明石清水高等学校ひょうごの未来を担う高校生等部活動等応援事業に伴う

体育用具等購入

２　誓約事項

(1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。

ア　県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ　労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ　労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。

(4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。

(5) 本契約に基づく業務において､次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア　県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ　最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和　　年　　月　　日

兵庫県立明石清水高等学校長　様

所在地

名称

代表者職氏名

電話

電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

（１） 労働基準法（昭和22年法律第49号）

（２） 労働組合法（昭和24年法律第174号）

（３） 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

（４） 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

（５） 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

（６） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

（７） 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）

（８） 労働契約法（平成19年法律第128号）

（９） 健康保険法(大正11年法律第70号)

（10） 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

（11） 雇用保険法(昭和49年法律第116号)

（12） 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)